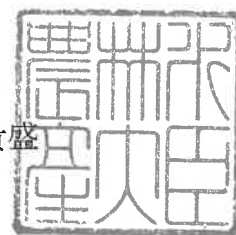


30消安第5983号
環水大土発第1903132号
平成31年3月13日

農業資材審議会長
茶園成樹殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



環境大臣 原田 義昭



農薬を使用する者が遵守すべき基準の変更に係る意見聴取について（諮問）

農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）第2条の規定の施行に伴い、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）の一部を別紙のとおり改めることについて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を伺う。

○ 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年農林水産省令第五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農薬使用者の責務）</p> <p>第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 人畜に被害が生じないようにすること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。</p> <p>六 （略）</p> <p>（表示事項の遵守）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第六号（被害防止方法に係る部分に限る。）、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。</p>	<p>（農薬使用者の責務）</p> <p>第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 人畜に危険を及ぼさないようにすること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。</p> <p>六 （略）</p> <p>（表示事項の遵守）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第九号及び第十一号に掲げる事項に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。</p>